

府中市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 3 日

府中市長 高野律雄

府中市規則第78号

府中市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

府中市知的障害者福祉法施行細則（平成15年3月府中市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(更生指導台帳) 第2条 府中市福祉事務所長（以下「所長」という。）は、 <u>知的障害者更生指導台帳</u> を備え、必要な事項を記載しなければならない。	(更生指導台帳) 第2条 府中市福祉事務所長（以下「所長」という。）は、 <u>知的障害者更生指導台帳（第1号様式）</u> を備え、必要な事項を記載しなければならない。
(様式) 第6条 <u>この規則に規定する書類の様式は、他の法令に定めるもののほか</u> 府中市身体障害者福祉法施行細則（平成15年3月府中市規則第6号）に規定する書類の様式の例による。	(様式) 第6条 <u>この規則（第2条を除く。）に規定する書類の様式は、府中市身体障害者福祉法施行細則（平成15年3月府中市規則第6号）に規定する書類の様式の例による。</u>

第1号様式を削る。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市知的障害者福祉法施行細則の規定は、令和7年11月25日から適用する。